

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成22年10月6日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者（廃止前のもの）  
名 称 新潟ウイズ  
所在地 新潟市中央区東掘通6番町1045-1  
設置者 株式会社 かに道楽
- 2 店舗面積の合計  
（廃止前）4,400㎡  
（廃止後）0㎡
- 3 廃止となる年月日  
平成22年10月1日
- 4 廃止をしようとする理由  
新潟ウイズビルを解体するため。
- 5 届出年月日  
平成22年9月24日